

工事契約書

条約 款

注文者

と

請負者

山口建設工業株式会社はこの契約書、添付の図面仕様書とによって工事請負契約を結ぶ。

請負代金の額 金 円

内 訳 工事金額 円 消費税 円

1. 工事名

2. 工事場所

3. 工期 年 月 日 ~ 年 月 末日迄

4. 検査及び引渡しの時期 完成の日から 日以内

5. 支払方法 注文者は請負代金をつぎのように請負者に支払う
この契約成立の時

第一回

分割払い 第二回

第三回

6. この契約の証として、本書2通を作り当事者が記名捺印して各1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所

注文者

住 所

帯広市西5条北5丁目9番地
TEL代(24)1035

請 負 者



山口建設工業株式会社

代表取締役 山口 寛

1. 請負者(甲)はこの工事の図面・仕様約款とこれに基づいて示される細図、原寸図と指示図によって工事を施行する。

2. 甲は注文者(乙)と契約を結んだら工事内訳明細書、工程表をすみやかに乙に提出してその承認を受ける。工事費は内訳書に誤記、違算又は脱漏などがあった場合、そのために、請負代金を変えない。

3. 施工のため、第三者の生命、身体に災害を及ぼし財産などに損害を与えた時又は第三者との間に紛議を生じた時、甲はその処理解決に当たる。但し乙の責に帰する事由による時はこの限りではない。

(危険負担) 4. 天災、地震、風水、火災その他両者のいづれにもその責を帰することのできない事由などの不可抗力によって工事の損害を生じた時は協議して定める。

(完成検査引渡) 5. 甲は工事が完成した時乙に検査を求め、乙は遅滞なくこれに応じて甲の立合のもとに検査を行う。検査に合格しない時甲は、工期内又は遅期を乙に得てこれを補修又は改造して検査を受ける。

(請求支払) 6. 工事完成後検査に合格した時、甲は乙に請負代金の支払を求め、乙は契約の目的物の引渡を受けると同時に、甲に請負代金の支払を完了する。

(工事の変更) 7. 乙は必要によって工事を追加もしくは変更し、又は工事を一時中止することが出来る。前項の時請負代金額又は工期を変更する必要がある時は甲乙協議して定める。
8. 不可抗力によるか、又は正当な理由がある時、甲はすみやかにその事由を示して、乙に工期の延長を求めることが出来るその時工期の延長、日数は甲乙協議して定める。

(履行遅滞) 9. 引渡期日に請負代金の支払を求めても乙がその支払を遅滞している時、甲は契約書の定めるところにより請負代金から前払金額で受領した金額を控除した金額について一日について請負代金の千分の一以内の違約金を請求することができる。

(解除権) 10. 乙が前項の遅滞にある時、甲は契約の目的物の引渡しを拒むことができる。

11. 乙が前払金、分割払いの支払を遅延して相当の期間を定めて催告してもなお支払をしない時甲は工事を中止することができる。

(瑕疵)

12. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に準じる。